

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年十二月十八日 火曜日
第二千二百七十一号

主 要 目 次

- ◇ 告 示 勝部村長候補者の資格確認申請期日指定
- 小鷺河村長候補者の資格確認申請期日指定
- 医療機関の指定
- 種畜の廃用
- 五ヶ井手土地改良区より理事の氏名、住所の届出
- 天神野土地改良区設立の認可申請に対する審査結果について
- 長柄第二耕地整理組合の解散
- 入浴料金の乙地区指定
- 造林計画の変更
- 資格審査結果公告
- ◇ 公 告 資格審査結果公告
- ◇ 正 誤 昭和二十六年十一月二日県告示第四百九十四号中訂正

告 示

◇鳥取県告示第五百四十六号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
 気高郡勝部村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当
 する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定
 する。

昭和二十六年十二月十八日
 鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十六年十二月 二十日から
 昭和二十六年十二月二十四日まで

◇鳥取県告示第五百四十七号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により
 気高郡小鷺河村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該
 当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指

定する。

昭和二十六年十二月十八日
鳥取県知事 西 尾 愛 治
記

昭和二十六年十二月二十日から
昭和二十六年十二月二十四日まで

◇鳥取縣告示第五百四十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六條の規定により医療機関を次の通り指定する。
昭和二十六年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
種類 名称 所在地
第二種 三好 医院 東伯郡倉吉町鍛冶町一丁目

◇鳥取縣告示第五百五十号

次の種畜は廃用された。
昭和二十六年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
記
種畜証明書番号 名前 種類 飼養者住所氏名
昭二四鳥取 九七号 光 黒毛 日野郡日光村 清水保五郎
" 一〇七号 米田 " 東伯郡灘手村 松井 秋光
" 九三号 乗本 " " 東郷松崎町 山根 仲壽

◇鳥取縣告示第五百五十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八條の規定に基づき五ヶ井手土地改良区より次のように理事の氏名及び住所の届出があつた。
昭和二十六年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治
氏 名 住所
野口 国夫 日野郡八郷村大字久古
下村 光治 " " 眞野
仲田 計邑 " " 須村

仲田 卓爾 " " 番原
潮 元宜 " " 大原

◇鳥取縣告示第五百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第七條第一項の規定に基づき、東伯郡南谷村大字松河原石田泰三外十九名の者より、天神野土地改良区設立の認可の申請があつたので当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて同法第八條第四項及び土地改良法施行規則(昭和二十四年農林省令第七十五号)第十六條の規定により次の通り公告する。

昭和二十六年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、縦観に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写

二、縦観の期間

昭和二十六年十二月十九日から昭和二十七年一月

七日まで

三、縦観場所

東伯郡南谷村役場
" 上小鴨村 "
" 倉吉町 "
" 北谷村 "

四、異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは縦観期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

◇鳥取縣告示第五百五十三号

気高郡吉岡村長柄第二耕地整理組合は、目的事項の完成により昭和十七年四月一日解散した。

昭和二十六年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

00431

◇鳥取縣告示第五百五十五号

昭和二十六年十一月広島管区経済局告示第十四号(入浴料金の統制額指定の件)三の規定によつて入浴料金の乙地区を次のように指定し、昭和二十三年八月鳥取県告示第三百六十二号(入浴料金の甲地区指定の件)は廢止する。

昭和二十六年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

東伯郡倉吉町 西伯郡境町

◇鳥取縣告示第五百五十六号

造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)第十五條第三項の規定により次の通り造林計画を変更した。

昭和二十六年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

番号	造林地の所在	地目地	積	指 定	計 画	備 考
52	山郷村大字尾見 字竹ノ元上エ六 三二	原野三町	〇〇	昭和二十六年十二月十八日	採草地として使用するため造林計画取消	山郷村大字尾見 四六 青木 勳
17	福原字ワラ 尾井谷五九六	〃	二〇	〃	伐採跡地等報告書提出当時事情が著しく変化し所有者は当地を採草目的に使用するため	〃 三二六 福原 輝治

00432

◇資格審査結果公告第七十八号

(自昭和二十六年十一月一日
至昭和二十六年十一月三十日)

昭和二十六年十二月十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、この表は、公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)、市町村長の立候補禁止に関する件(昭和二十二年勅令第三号)、昭和二十二年勅令第一号施行に関する件(昭和二十二年閣令内務省令第一号)及び昭和二十三年政令第六十二号の規定により鳥取県知事が行つた資格審査の結果である。

二、この表は、最も広く公表するものである。市町村役場はこの公報を受けたならば直ちにこれを掲示しなければならぬ。この掲示は少くとも一箇月間継続し、次の新公報を受け取つたときはこれと取り換え取り換えた公報はこれを破棄することなく、公衆の参照に供し得るよう市町村役場に編つて保存するものである。

三、この表に掲載された者であつて、資格審査の完了し

た者の調査表は鳥取県庁に保管し、これを公衆の閲覧に供する。

何人でも要求すれば前項の調査表を自由に閲覧することが出来る。

資格審査の結果は次の通りである。

資格審査人員数

非該当決定者

審査を受けた公職及びその氏名

(1) 昇任又は任命予定者

○県地方職業安定審議会委員

加藤 傳	岩崎達太郎	齊木 養正
福田 傳市	船越 武男	尾平 正義

○檢察審査員、同補充員

鳥取檢察審査員	松田 恒藏	高田 政雄	服部八十八
	山本 照野	福田 一明	山脇 一野
同補充員	谷上 喜実	中沢 きく	鳴瀬 巖男

○市町村主要公職者
 沢北 喜作 前田 壽夫 山田てるゑ

○市町村普通公職者
 宝木村 山中 俊一 谷川 信秀

宇倍野村 前田 晋介
 大高村 川腰 弘

○国家地方警察巡查
 田口 義明

(甲) 公選による公職の候補者
 ○村長立候補者

古布庄村 杉山民次郎 永代誠太郎
 果 村 影山 嘉重

(乙) 其の他

○恩給取得者
 青木 実

正 誤

昭和二十六年十一月二日鳥取県告示第四百九十四号中誤植があるので次の通り訂正する。

頁	番号	誤	正
九	1	山郷村大字西谷五二二	山郷村大字西谷五二二
〃	3	一町歩	一町四反歩
〃	8	〃〃字大古一、〇二三ノ九	〃〃字大ナル一、〇二三ノ九
〃	12	〃〃字扇畑四五五ノ二	〃〃字小屋ケナル四四三ノ六
一〇	13	〃〃字神田六〇九ノ一四反歩	〃〃字神田六〇八ノ一五反歩

〃	18	〃〃三〇一ノ一 青木尙造	尾見三〇一ノ一 青木留藏
〃	23	〃〃駒婦字神田六〇九ノ六二	〃〃駒婦字神田六〇八ノ二
一一	三〇	中沢益己	中沢益三
〃	三二	〃〃字向ツ山九九五	〃〃字向イ山九九五
〃	三六	一町四反歩	一町一反歩
二二	四〇	四反歩	八反歩
〃	四一	〃〃字地ノ谷九五二	〃〃字北ノ谷九五二
〃	46	二反三畝歩	三反歩
〃	47	〃〃尾見字大サ六六七ノ一	〃〃尾見字大サコ六六七ノ一
一三	59	二反三畝歩	二反五畝歩
〃	62	三反三畝歩	三反五畝歩
一三	64	〃〃字小古鼠三九〇	〃〃字小古鼠二九〇
一四	67	三反三畝歩	三反五畝歩
〃	68	〃〃〃二八四ノ二	〃〃〃二八二ノ二
〃	71	一町五反歩	一町六反歩
〃	72	〃〃〃駒野九〇三	〃〃〃古屋皆地向上八六七
〃	73	三反歩	五反歩
〃	74	〃〃大馬場瀬下原七二五	〃〃大馬場瀬下平七二五
〃	75	〃〃中原六六 川田六三郎	〃〃中原三二四 中沢朝輝
一五	80	一町歩	三町歩
一六	92	〃〃智頭町大字智頭一、八八四 石谷林業株式会社	〃〃智頭町大字南方 米井均